

東京大学医学図書館利用者用コンピュータシステム利用規程運用細則

制定	平成12年4月1日
改正	平成14年4月1日
改正	平成15年7月2日
改正	平成25年4月24日
改正	平成28年11月29日
改正	令和2年4月8日

(目的)

第1条 この細則は、東京大学医学図書館利用者用コンピュータシステム利用規程（以下、「利用規程」という。）第8条の規定に基づき、利用者用PCの運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の制限)

第2条 利用の制限について、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学図書館は利用者に対し、必要に応じて資源の利用を制限することができる。
- (2) 利用者は基本的に医学図書館が設定した環境を保持しつつ利用することとし、医学図書館は利用者個々の要望に対応してその都度利用者PCに改変を加えることは原則として行わない。
- (3) 医学図書館は、外部記録媒体を提供しない。

(利用の責任)

第3条 利用者及び医学図書館の責任について、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用者は、東京大学情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインを遵守すること。
- (2) 利用者用PCの利用は利用者の責任のもとに行うこととし、医学図書館は利用者用PC及びネットワークの利用によって生じる如何なる損害に対しても、一切責任を負わない。
- (3) 利用者は、利用者用PCの不調や故障を発見した場合、直ちに職員へ申し出るものとする。
- (4) 医学図書館は、利用者が参照するために利用者用PCのマニュアル類を用意し、基本的な利用案内を行うが、個別の要請に応じて操作方法を教授することについては一切責任を負わない。

(グループでの利用)

第4条 講義や実習等のためグループで利用する場合は、事前に医学図書館に申請し、承認を得るものとする。上記以外でのグループ利用は認めない。

(禁止事項)

第5条 次の各号を禁止する。

- (1) ソフトウェアのインストール。(利用者によりインストールされたソフトウェアは削除する)
- (2) インストールしてあるソフトウェアの変更(アップグレード、アップデートを含む)・削除。
- (3) インストールされているソフトウェアの違法な複製。
- (4) 音楽ソフト等の再生や複製及びゲーム、チャットなどの娯楽行為全般。
- (5) 持ち込んだ機器を無断で利用者用PCまたはネットワークに接続すること。
- (6) 設置されている機器、ケーブル類を無断で移動したり接続を変えたりすること。
- (7) 利用者用PC及びネットワークの正常な運用・維持を妨げる行為。(コンピュータウイルスの持ち込みを含む)
- (8) 利用者PCのアカウント及びパスワードの貸与、漏洩。
- (9) 同一のデータを一時に複数部数印刷し、プリント用紙等を一人で多量に消費すること。
- (10) 電子ジャーナル等の大量ダウンロード。
- (11) 他の利用者の利用を妨げる行為、プライバシーを侵害する行為。
- (12) 環境を悪化させる行為。(機器の汚染、ゴミの放置、備品の持ち去り等)

(プレゼンテーション資料作成用PC)

第6条 利用者用PCのうち、プレゼンテーション資料作成用に用いるPC及び周辺機器の利用は予約制とする。なお、医学図書館は、予約なしに利用している者については利用を即刻停止させることができる。

(プレゼンテーション資料作成用プリンタの利用)

第7条 利用者用PCのうち、プレゼンテーション資料作成用プリンタを利用する場合は、事前に医学図書館に申請を行い、別に定める利用料金を負担するものとする。

(補則)

第8条 医学図書館職員は、利用規程の定めるところ及び職員の指示に従わない者に対して、その利用を即刻禁止することができる。

第9条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、医学図書館運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。